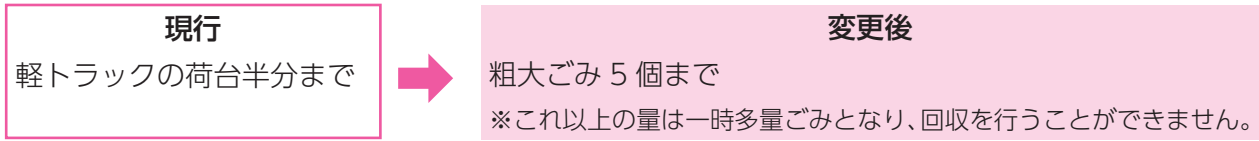


粗大ごみの分け方・出し方

問 環境課 ☎ 62-1252

4月1日より、ごみステーションおよび清掃公社に出せる粗大ごみの量が変更となりました。



引越し等で一度に大量にごみを出される場合、市の収集能力やごみステーションの許容量を超えることが予測されるため、幡多クリーンセンター（☎ 0880-31-2600）へ事前に連絡のうえ、自己搬入してください。

粗大ごみを地区のごみステーションおよび清掃公社に出す際の注意点

●回収できる粗大ごみ

- 指定袋に入らない大きさで 2m 以下のもの。 ●粗大ごみ 1 つあたり重さ 30kg までのもの。

●出し方

- 粗大ごみ 1 つに対し、10kg ごとにごみ処理券を 1 枚貼る。
- 段ボールや袋・棚等の引き出しに異なる種類のものを入れて出さない。
- 棒状のもの（傘やゴルフクラブ等）で長さがほぼ同じものはひもで縛ってまとめて出せます。
※棒状のもの以外に異なる種類のもの（棒状でないもの）をまとめてひもで縛って出すことはできません。
- 布団・カーペット等は小さく畳み、ひもで縛って出す。 ●発泡スチロールは砕いて普通ごみ。
- 家庭用使用済小型家電対象となる家電を粗大ごみとして出す場合は、家庭用使用済小型家電の出し方に準じる。
※特にフロンガス含有製品・オイルヒーター・灯油ストーブ等の出し方に注意する。



次のものはごみステーションおよび清掃公社に出すことができません

事業所活動による粗大ごみ

事業活動に伴って生じた事業系ごみ（産業廃棄物、事業系一般廃棄物）は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により事業者自ら処理するよう義務付けられています。

リサイクル家電 4 品目

テレビ・エアコン・洗濯機（衣類乾燥機）・冷蔵庫（冷凍庫）は、家電リサイクル法に基づいた処分が必要です。

一時多量ごみ

規定外の粗大ごみ

粗大ごみ 1 つあたりが長さ 2m または 30kg を超えるものは、「規定外の粗大ごみ」です。

適正処理困難物

危険物（ガスボンベなど）、溶融不適物（金庫など）、粉碎できないもの（金属塊など）です。

処分方法が不明な場合は、購入店等または環境課へお問い合わせください。

宿毛でお花おもてなし事業 活動団体募集

問 環境課 ☎ 62-1252

明るくきれいな街づくりや観光振興を推進するため、市道の植え込み等に草花の植栽を行うボランティア団体を募集します。

活動団体 ※営利を目的とした活動や政治もしくは宗教的団体は対象外

3 名以上で構成し市内を活動拠点とする団体で、草花の植栽や花壇の草引きおよび手入れ等の環境美化活動を継続して行う見込みがある団体を選定

活動場所 ※プランターへの植栽は対象外

- 市道桜町藻津線（宿毛駅前付近）の重点実施場所・市道の植え込み等で公共性のある場所
- 直接、植栽可能な場所で管理者または所有者の承諾が得られている場所

支援内容 ※予算の範囲内で支援 ※予算に達し次第、募集終了

1 団体あたり最大 50,000 円まで支援・草花の種苗、その他これに類するもの（樹木は除く）の提供・土や肥料、その他これに類するものの提供・活動に必要なごみ袋の提供とごみの回収

支援期間 4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

申込方法 活動支援申請書に必要事項を記入のうえ、環境課へご提出ください。

